

2021年9月10日

中国電力株式会社代理人 末国陽夫様

上関原発を建てさせない祝島島民の会
代表 清水 敏保

令和3年8月27日付け文書への反論書及び説明要求書

貴職らが令和3年8月27日付けで送付された文書(以下、「8.27文書」という)について、下記のとおり、反論するとともに説明を要求いたします。

記

8.27文書は、当会が2021年7月15日付けで中国電力に送った「『調査場所付近におられる皆様へ』への反論」を理解しないまま出されています。

以下、「『調査場所付近におられる皆様へ』への反論」を敷衍して説明します。

1. 埋立の手続き

公有水面埋立法は、埋立事業者が埋立免許を得てもそれによって直ちに埋立事業に着工できるものではなく、着工するには埋立施行区域内の水面権者への損失補償等が必要である旨規定しています(第8条)。埋立事業に伴って損失が生じる場合、損失補償なしに埋立事業を実施すれば憲法29条違反になるからです。

そのため、埋立事業者は、埋立施行区域内の財産権の権利者と補償契約を結び、補償を支払ったうえで埋立事業に着手することになっています。

2. ボーリング調査の手続き

ボーリング調査は埋立事業ではありませんから、公有水面埋立法は適用になりません。したがって、事業者が埋立免許を得ることもありません。

ボーリング調査は、「一般海域の利用に関する条例」¹に基づく占用許可を得て行なわれることになっています。そして、ボーリング調査に伴って損失が生じる場合には、埋立の場合と同様、損失補償を支払わなければなりません。²

したがって、ボーリング調査の場合にも、事業者は、調査施行区域内の財産権の権利者と補償契約を結び、補償を支払ったうえで調査に着手しなければなりません。

3. 平成26年6月11日審尋調書記載の和解条項の内容

中国電力と祝島漁民との和解の内容を記した山口地裁平成26年6月11日審尋調書に記されている和解条項(以下、「平成26年和解条項」という)には、次のとおり記されています。

2.申立人らと被申立人は、被申立人が、本件公有水面につき、有効な公有水面埋立法による

1 山口県では「一般海域の利用に関する条例」(山口県条例第三号)

2 占用及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者に損失補償を行なうことが一般海域占用許可書で義務づけられている。

免許に基づき、適法に埋立てに関する工事を再開したときは、申立人らが被申立人に対し、本件仮処分決定主文第 1 項の不作為義務を負うことを確認する。³

4. 平成 26 年和解条項は本件ボーリング調査に適用されない

平成 26 年和解条項に記されているように、中国電力が、「有効な公有水面埋立法による免許に基づき、適法に埋立てに関する工事を再開したとき」は、祝島漁民は中国電力に対し上記不作為義務を負います。

しかし、本件ボーリング調査は、埋立免許に基づく行為ではなく、一般海域占用許可に基づく行為です。この点だけからも、本件ボーリング調査に対して、祝島漁民が、平成 26 年和解条項に基づく不作為義務を負わないことは明らかです。

そのうえ、2 に記したように、適法なボーリング調査を実施するには、調査施行区域内の財産権の権利者と補償契約を結び、補償を支払うことが必要ですが、本件ボーリング調査では補償が一切なされていませんから、祝島漁民の権利を侵害する違法なボーリング調査になっています。

埋立であれ、調査であれ、違法な行為に対して、祝島漁民が不作為義務を負うはずがありません。

5. 貴職らへの説明要求

以上の 1～4 をふまえても、なお貴職らが「平成 26 年和解条項に基づく不作為義務」を主張されるならば、次の①、②について説明されることを要求いたします。

①ボーリング調査が何故「有効な公有水面埋立法による免許に基づく工事」にあたるのか。

②損失補償が支払われていないボーリング調査が何故適法な行為と言えるのか。

また、中国電力上関原子力発電所準備事務所大瀬戸聴所長「漁業補償等に関するご質問について(ご回答)(2019 年 12 月 10 日付け)」に対する反論書「漁業補償等に係るご回答についての反論及び質問(2019 年 12 月 16 日付け)」において列挙した質問①～⑧についても大瀬戸所長からいまだに説明がありませんので、中国電力の代理人たる貴職らが説明されることを要求いたします。

上記①、②及び「漁業補償等に係るご回答についての反論及び質問」における質問①～⑧について納得いく説明がなされない限り、私たちは、慣習上の権利(自由漁業の権利)を行使し続けることをここにお知らせいたします。

さらには、私たちの慣習上の権利を損失補償なしに侵害している中国電力の行為が今後も続かならば、中国電力を威力業務妨害罪で訴える可能性もあることをも予めお知らせしておきます。

以 上

³ 本件仮処分決定第 1 項の不作為義務とは、中国電力の埋立施行区域内水面の使用を妨げる行為を行わない義務のことである。